

麻布地区港区立公園・児童遊園指定管理者公募に関する質問回答書

	質問項目	質問内容	回答	参考箇所
1	グループ応募の際の様式1の提出について	グループ応募の場合、様式Cとは別に、様式1も作成・提出する必要がありますか。必要な場合、グループを構成する各社がそれぞれ作成するののか。	グループ応募の場合は様式Cのみの提出で大丈夫です。	
2	副本①の製本方法について	ファイルへの綴じこみ方法として「副本①は1部」と記載があるが、副本①につき3部を作成することになっている書類もあります。この場合は、3部を同一ファイルに綴じ込めばよいのでしょうか。	1部は全て綴じ込んだもの、残りの2部は③～⑥のみを綴じたものを提出してください。	
3	管理区域について	弁児童遊園、古川橋児童遊園、六本木三丁目児童遊園、中ノ橋児童遊園において、トイレがあるように見受けられますが、管理区域平面図においては、トイレの数量が計上されておりませんが、当指定管理においては、管理外ということでしょうか。	4児童遊園にあるトイレは、公衆便所ですので管理外です。	
4	再委託先について	再委託に関して、委託先の条件として「港区の入札参加資格があること」と記載されています。障害者の雇用確保を目的に、入札参加資格のない障害者支援施設に再委託することは可能でしょうか。	不可能です。 但し、港区の入札参加資格を取得すれば可能である。	
5	新型コロナ対応について	2020年度において、本指定管理者制度にて新型コロナに対応すべく追加で行った作業及びかかった費用について実績があれば教えてもらいたい。	遊具の消毒費用に24,457,950円かかりました。	
6	キャッシュレス決済の導入について	別紙5「業務基準書」2ページ7行目 1.キャッシュレス対応の決済端末と回線の導入設置費及び毎月発生する維持費は事業運営費として計上が可能でしょうか。 2.決済手数料の負担は区側と指定管理者側のどちらになりますか。	キャッシュレス決済の導入については、自主事業を対象にしていますので、指定管理料には含まれませんし、指定管理者側の負担となります。	
8	収益事業について	自主事業の収益還元について、収益とは「参加費収入から材料費や講師費などを除いた利益」の認識で合っていますでしょうか。	合っています。	
9	収益事業について	収益の50%以上を還元することについて、港区に返納するのか（指定管理料から差し引くのか）、または指定管理者側でプールしてほかのサービス等に使用するのか、どのような運用が想定されているのか。	指定管理者側でプールして、他の自主事業に使用してください。	
10	収益事業について	収益事業として物販が可能でしょうか。	可能です。	
11	六本木西公園の運営方針について	別紙6-3「麻布地区公園・児童遊園の管理運営方針」4ページ1行目 六本木西公園の記載がなく、閉園した横川省三記念公園の記載が残っています。六本木西公園の管理運営方針について教えてもらいたい。	現在の資料に誤りがありました。 六本木西公園を記載し、横川省三記念公園を削除したものに修正し、再度添付します。	
12	指定管理料の支払いについて	「提案のあった経費を上限とし」とありますが、提案した金額から指定管理料が減額となる場合、相応の提案内容の見直しのうえと認識してよろしいでしょうか。	提案の見直しがあった場合は、指定管理料の減額を行います。	
13	職員人件費について	港区が定める最低賃金水準額の今後の変更は提案時では明確でないと思われませんが、想定した以上の上昇となった場合（国の定める最低賃金の上昇額と比して大きな上昇）、人件費に大きな乖離が発生することが想定されます。その場合、相当の指定管理料について協議のうえ変更可能でしょうか。	協議の上、変更が可能です。	

14	本部経費の内訳について	「「その他経費」における本部経費の内訳について」で、システム維持管理費、賃借料、光熱水費、リース料等とは、具体的には本社家賃の按分やNASなどのシステム利用費、本社で印刷出力する場合のプリンター費用などがあたる認識でよいでしょうか。	良いです。	
----	-------------	--	-------	--